

令和5年 第9回農業委員会議事録

令和5年9月25日午前10時00分に第9回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 笹原 哲	2 番 近藤 剛	3 番 沼澤 克己
4 番 五十嵐 純一	5 番 西塚 喜行	6 番 西塚 孝也
7 番 高橋 央	8 番 星川 敬夫	9 番 大崎 清孝
10 番 後藤 一彦	11 番 本間 俊悦	12 番 伊勢村 孝之
13 番 石川 富士太郎	14 番 笹原 光政	15 番 小松 栄作
16 番 齋藤 吉勝	17 番 山口 栄子	18 番 鈴木 藤光
19 番 星川 礼子		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

15 番 (小松 栄作) 番 () 番 () 番 ()

《無断欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	五十嵐 満徳	事務局長補佐	田中 誠
事務局係長	渡辺 美由紀	事務局主事	菅野 幹太

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- | | |
|-------|----------------------------|
| 報第12号 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について |
| 議第29号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議第30号 | 非農地証明について |
| 議第31号 | 尾花沢市農業振興地域整備計画の変更に係る協議について |
| 議第32号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議第33号 | 尾花沢市農用地利用集積計画について |

令和5年 第9回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和5年第9回通常総会を9月25日（月）市役所大会議室において午前10時00分より開会した。

（五十嵐事務局長）

おはようございます。一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願い申し上げます。

（朗 読）

（五十嵐事務局長）

ご着席願います。15番 小松栄作委員より欠席する旨の連絡がありました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は18名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

皆さんおはようございます。今日は稲刈り等で忙しいなか委員会にご出席いただきましてありがとうございます。夏の高温のせいで、稲の生育は良かったですが、刈ってみたら非常に品質が悪いし、収量も上がっていないということで、皆さんもご苦労なさっていると思いますけれども、機械操作など誤ってケガなどしないように十分注意して農作業をしてくださるようお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。

（五十嵐事務局長）

ありがとうございました。それでは、尾花沢市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

（議 長）

これより令和5年第9回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定

足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、7番 高橋央委員、8番 星川敬夫委員 以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長補佐をもって報告いただきます。事務局長補佐。

(田中事務局長補佐)

命によりまして、事務処理報告をさせていただきます。総会日程次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第12号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告いたします。

議案書 1 頁をご覧ください。案件は 4 件であり、貸し人、借り人、両者による合意解約です。

解約後の利用についてですが、No. 1 は別人への売買で、今月集積計画がなされております。No. 2 は自作予定です。No. 3、4 は未定です。以上で報告を終わります。

(議 長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第 10 条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。笹原光政委員。

(14 番 笹原光政委員)

14 番 笹原です。新人でわからないのでお聞きしたいのですが、只今事務局から 4 件の説明があったわけなんですけれども、1 番 2 番についてはわかりましたが、3 番、4 番について合意解約があったんですけれども、その後未定という文言があります。そのことについて、事務局からは自作をするのかどうかその辺が未定なんですとの説明があったわけなんです。その後追跡調査と言いますか、どういうふうになったのかということについて、事務局では調査をされるのかどうなのか、その点お聞きしておきたいと思います。

(事務局 挙手)

(議 長)

局長補佐。

(田中事務局長補佐)

笹原光政委員から、解約後の流れが未定になっていることについてのご質問ですけれども、解約届を受け取った段階では未定ということで処理をしております。基本的には解約したということであれば自作になると思いますが、ただ、解約の段階である程度、次からは何某さんが作るみたいだというような話が出てくる場合もあります。解約の後に違う人に貸付等をするとか自作するという場合ですと、その旨記載しますが、期限までに手続きができていない場合は未定という形をとっております。何某が作る見込みだということ

意向は聞いておりますが、はっきりしない場合は未定としております。基本的には自作と考えられるのでしようけれども、その後権利設定や売買がされる場合には、次回以降の総会でその旨報告させていただきたいと思っております。

(議長)

笹原光政委員。

(14番 笹原光政委員)

14番 笹原です。大体わかりましたが、農業委員会では未定というのは放っておくのではなくて、あくまでもどのようになったかと、調査するところまでは行かないのでしょうか。あくまでも本人の届け出、本人の申告をお待ちするということなんではないでしょうか。

(事務局 挙手)

(議長)

局長補佐。

(田中事務局長補佐)

基本的には貸し借りがなければ自作ということになります。そのあとその農地がどのように、自作で作られているかどうかについては、農業委員の普段の活動、所謂農地パトロール以外の活動で見ていただいているものと考えております。その後どうなったかわからない場合は、農地パトロールで行くことになります。

(議長)

笹原光政委員。

(14番 笹原光政委員)

14番 笹原です。そうしますとですね、自作をするのかどうなのか、新たな借り手がどうなのか、決まらないままに荒廃農地になってしまう恐れもあるのではないかなと思うわけなんですけれども、そういったことに対する指導というのは、初めて体験しましたけ

れども、年1回の農地パトロールということになるのでしょうか。

(事務局 挙手)

(議長)

局長補佐。

(田中事務局長補佐)

基本的に、公式的には農地パトロールでと考えておりますが、農業委員、推進委員の農地パトロール以外でも巡回していただければと考えております。

(議長)

他にご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第12号を採決いたします。本案を報告のとおり承認する事に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。

次に、議第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、3番 沼澤克己委員の退席を求めます。

(3番 沼澤委員 退席)

(議 長)

事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、農地法第3条に基づく許可申請について説明いたします。

今月申請のありました案件についてご説明いたします。所有権の移転が6件、賃貸借権の設定が2件、使用貸借の設定が1件です。申請内容は議案書のとおりですけれども、申請事由については、No.1、2の渡人の申請事由は転出のため農業廃止によるものです。No.3は渡人の高齢化による経営縮小です。No.4は隣接する自作地の排水のために分筆して申請地を求めたものです。No.5は受け人側の要望によるものです。No.6は親戚への贈与になります。No.7と8は賃貸借権の設定です。事由は受け手側の要望によるものです。No.9は使用貸借権の設定です。事由としては受け手側の隣接する耕作地の日照等影響が出ており改善するために設定したものです。なお、備考欄にありますとおり遊休農地を起こすための補助事業の採択を受けております。受人はすべて経営規模拡大のためです。

これらは不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議 長)

只今、事務局より説明がりましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第29号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。3番 沼澤克己委員復席願います。

(3番 沼澤委員 復席)

(議長)

次に、議第30号「非農地証明について」を上程いたします。現地調査第3班主任、齋藤吉勝委員の報告・説明を求めます。

(16番 齋藤吉勝委員 報告・説明)

(議長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第30号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

次に、議第31号「尾花沢市農業振興地域整備計画の変更に係る協議について」を上程いたします。現地調査第2班主任、石川富士太郎委員の報告・説明を求めます。

(13番 石川富士太郎委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第31号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

尚、この案件については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、尾花沢市長に対し、通知いたします。

次に議第32号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。現地調査第2班主任、石川富士太郎委員の報告・説明を求めます。

(13番 石川富士太郎委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。齋藤委員。

(議 長)

齋藤吉勝委員。

(16番 齋藤吉勝委員)

16番 齋藤です。質問したいんですけども、〇〇〇〇さんというのは、〇〇〇の社長さんのことですか？だとすると、一時転用とありますが、期日はいつまでとなっていますか、確認します。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

齋藤委員からご質問のありました件ですけれども、おっしゃるとおり〇〇〇の社長さんです。一時転用ですけれども、皆さまに配布しております資料に、立地基準ですけれども今回の申請につきましては、農用地区域内の農地でございます。お手元にABCとありますが、そのうちのCの(A)の右側に最長3年とございますけれども、今回の申請では年末までという申請でございました。

(議 長)

齋藤吉勝委員。

(16番 齋藤吉勝委員)

16番 齋藤です。わかりましたが、〇〇〇で前にもあったが、〇〇地区で資材置場みたいにしていたところがあったけれども、そのままになってしまうのではないかなあという事で質問しました。

(議 長)

暫時休憩といたします。

休憩 10 : 49

再開 10 : 51

(議 長)

再開いたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第32号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第33号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、7番 高橋央委員の退席を求めます。

(7番 高橋委員 退席)

(議 長)

事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

それでは、議第33号「尾花沢市農用地利用集積計画について」説明いたします。議案書40頁の農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からです。今回申請のありました集積計画は、相対の賃貸借2件、所有権移転2件です。

申請地は、農振農用地区域内の土地で、面積が401aです。

続いて、対象人数は、賃貸借設定が出し手2名、受け手2名、所有権移転が出し手2名、受け手2名です。合計は出し手が4名、受け手が4名です。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳になります。賃貸借設定は、10年以上の設定で267aです。

10a当たり借賃と対価の値幅ですが、下段中央の表記載のとおりです。

41頁からは、個別状況になります。このうち41、42頁は利用権設定で、43頁は所有権移転分になります。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。慎重審議よろしくお願いたします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第33号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。7番 高橋央委員、復席願います。

(7番 高橋委員 復席)

(議 長)

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これをもって、令和5年第9回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

午前10時55分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和5年9月25日

尾花沢市農業委員会

議 長

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員

議事録署名委員
